

海老名市公共建築工事積算要領の運用

第1編 総則

1 目的・適用

本運用は、「海老名市公共建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）に係る運用として定めたもので、適正な工事費の積算に資することを目的とする。

なお、これに定めがないものは、「公共建築工事積算基準等資料」（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課。以下「基準資料」という。）によることができる。

第2編 共通費

1 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）について

工期の月単位の換算については、「基準資料」第3編第2章2（1）イ（イ）①による。ただし、議会の議決に付す必要がある場合等、特別な事由のある場合はその期間を考慮した日数を減じて30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

2 現場管理費率の算定に用いるT（工期）について

工期の月単位の換算については、「基準資料」第3編第3章2（1）イ（イ）①による。ただし、議会の議決に付す必要がある場合等、特別な事由のある場合はその期間を考慮した日数を減じて30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

第3編 単価及び価格

1 採用単価の優先順位

採用単価の優先順位は次のとおりとする。

（1）市単価

（2）建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）の2誌平均単価

積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会発行）の2誌平均価格による複合単価

標準歩掛り等代価

- (3) カタログ価格等による複合単価
- (4) 見積、または見積による複合単価

2 物価資料の適用都市の取り扱いについて

適用都市の優先順位は第一位「横浜」（「関東」、「全国」含む）、第二位「東京」の順とする。

3 歩掛りについて

「基準資料」の第4編第1章3の他に「県土整備局建築工事参考歩掛り」（神奈川県県土整備局）も参考にする。ただし、これによりがたい場合は、その他の文献を採用する。

4 「その他」の率について

歩掛りの「その他」の率は、「公共建築工事標準単価積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の各表に記載されている率の中間値＋1％を標準とする。

第4編 特別事項

1 基準等の適用について

積算要領第4条から第10条に定める基準等及び本運用に定める基準等の適用年版は、「別紙－1 基準等の適用年版」による。

2 数値の取り扱いについて

工事内訳書の工事費及び単価の端数処理は、「基準資料」による。なお、詳細は、「別紙－2 R I B C 端数処理設定」による。

3 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税相当額を加えた額とする。

なお、設計変更における工事価格の端数処理は、1,000円未満切り捨てとする。

附 則

本運用は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

《平成25年 4 月 1 日・制定》

《平成26年 4 月 1 日・一部改正》

《平成27年 4 月 1 日・一部改正》

《平成29年 2 月 23日・一部改正》

《平成29年 4 月 1 日・一部改正》

《平成30年 4 月 1 日・一部改正》

《令和 3 年 4 月 1 日・一部改正》

《令和 4 年 4 月 1 日・一部改正》

《令和 6 年 1 月 1 日・一部改正》

別紙－1 基準等の適用年版

	「積算要領」第4条から第10条に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年 12月版
2	公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和6年 版
3	公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和6年 版
4	公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年 版
5	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年 版
6	公共建築工事内訳書標準書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年 版
7	公共建築工事見積書標準書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年 版
8	公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和元 年度版
9	公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和元 年度版
10	公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和元 年度版
11	県土整備局解体工事積算基準(建物・工作物等) (神奈川県県土整備局)	平成22年 版

	「積算要領の運用」第1編1に定める基準等	適用年版
12	公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和6年 版

令和6年4月1日から施行する。

別紙-2 R I B C 端数処理設定

端数処理は、直接工事費、代価表、細目横計算、共通費、工事価格で区分する。

端数処理

工事価格端数処理適用額: 全体額(2段目)(W) 差額(3段目)(E)

[当初設計・変更設計]表示 [出来高]入力表示

直接工事費 代価表 細目別内訳書等に計上する金額 (数量×単価) 共通費 工事価格

5	5													一円以上十円未満
55	55													十円以上百円未満
555	555													百円以上千円未満
5,555	5,555													千円以上一万円未満
55,555	55,555													一万円以上十万円未満
555,555	555,555													十万円以上百万円未満
5,555,555	5,555,555													百万円以上一千万円未満
55,555,555	55,555,555													一千万円以上一億円未満
555,555,555	555,555,555													一億円以上十億円未満
5,555,555,555	5,555,555,555													十億円以上百億円未満
55,555,555,555	55,555,555,555													百億円以上千億円未満
555,555,555,555	555,555,555,555													千億円以上

丸め処理
 しない(N) 四捨五入(R) 整数表示(I)
 切捨て(T) 切捨て(負は切上げ)(V)

内訳書
 種目計(Q)
 科目計(A)
 中科目計(Z)
 細目計(O)
 別紙明細計(L)
 共通費別紙明細計(P)

千 百 十 一 千 百 十 一 千 百 十 一 不
 億 億 億 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 不
 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 不

端数処理

工事価格端数処理適用額: 全体額(2段目)(W) 差額(3段目)(E)

[当初設計・変更設計]表示 [出来高]入力表示

直接工事費 代価表 細目別内訳書等に計上する金額 (数量×単価) 共通費 工事価格

5	5													一円以上十円未満
55	55													十円以上百円未満
550	555													百円以上千円未満
5,580	5,555													千円以上一万円未満
55,800	55,555													一万円以上十万円未満
555,800	555,555													十万円以上百万円未満
5,550,000	5,555,555													百万円以上一千万円未満
55,500,000	55,555,555													一千万円以上一億円未満
555,000,000	555,555,555													一億円以上十億円未満
5,550,000,000	5,555,555,555													十億円以上百億円未満
55,500,000,000	55,555,555,555													百億円以上千億円未満
555,000,000,000	555,555,555,555													千億円以上

丸め処理
 しない(N) 四捨五入(R) 整数表示(I)
 切捨て(T)

標準歩掛り等で算定した単価を代価表で用いる場合
 小数点以下第2位まで算定した単価を代入する(I)
 端数処理を行った単価を代入する(K)

単価算定時における金額 (数量×乗率×単価)
 小数点以下第2位までとする (小数点以下第3位を四捨五入) (O)
 小数点以下第2位までとする (小数点以下第2位未満を切捨て) (L)

工事価格端数処理通用額： 全体額(2段階)(W) 差額(3段階)(E)

[当初設計・変更設計]表示 [出来高]入力表示

直接工事費	代価表	細目別内訳書等に計上する金額 (数量×単価)	共通費	工事価格
5	5	5		一円以上十円未満
55	55	55		十円以上百円未満
555	555	555		百円以上千円未満
5,555	5,555	5,555		千円以上一万円未満
55,555	55,555	55,555		一万円以上十万円未満
555,555	555,555	555,555		十万円以上百万円未満
5,555,555	5,555,555	5,555,555		百万円以上一千万円未満
55,555,555	55,555,555	55,555,555		一千万円以上一億円未満
555,555,555	555,555,555	555,555,555		一億円以上十億円未満
5,555,555,555	5,555,555,555	5,555,555,555		十億円以上百億円未満
55,555,555,555	55,555,555,555	55,555,555,555		百億円以上千億円未満
555,555,555,555	555,555,555,555	555,555,555,555		千億円以上

丸め処理
 しない(N) 四捨五入(R) 整数表示(I)
 切捨て(T)

工事価格端数処理通用額： 全体額(2段階)(W) 差額(3段階)(E)

[当初設計・変更設計]表示 [出来高]入力表示

直接工事費	代価表	細目別内訳書等に計上する金額 (数量×単価)	共通費	工事価格
5	5	5		一円以上十円未満
55	55	55		十円以上百円未満
555	555	555		百円以上千円未満
5,555	5,555	5,555		千円以上一万円未満
55,555	55,555	55,555		一万円以上十万円未満
555,555	555,555	555,555		十万円以上百万円未満
5,555,555	5,555,555	5,555,555		百万円以上一千万円未満
55,555,555	55,555,555	55,555,555		一千万円以上一億円未満
555,555,555	555,555,555	555,555,555		一億円以上十億円未満
5,555,555,555	5,555,555,555	5,555,555,555		十億円以上百億円未満
55,555,555,555	55,555,555,555	55,555,555,555		百億円以上千億円未満
555,555,555,555	555,555,555,555	555,555,555,555		千億円以上

丸め処理
 しない(N) 四捨五入(R) 整数表示(I)
 切捨て(T) 切捨て(負は切上げ)(V)

共通仮設費(H)
 現場管理費(J)
 一般管理費等(K)

共通費基準の率により算定した金額は、 一円未満切捨てとする

工事価格端数処理通用額： 全体額(2段階)(W) 差額(3段階)(E)

[当初設計・変更設計]表示 [出来高]入力表示

直接工事費	代価表	細目別内訳書等に計上する金額 (数量×単価)	共通費	工事価格
0	5	5		一円以上十円未満
0	55	55		十円以上百円未満
0	555	555		百円以上千円未満
50,000	5,555	5,555		千円以上一万円未満
550,000	55,555	55,555		一万円以上十万円未満
5,550,000	555,555	555,555		十万円以上百万円未満
55,550,000	5,555,555	5,555,555		百万円以上一千万円未満
555,500,000	55,555,555	55,555,555		一千万円以上一億円未満
5,555,000,000	555,555,555	555,555,555		一億円以上十億円未満
55,550,000,000	5,555,555,555	5,555,555,555		十億円以上百億円未満
555,500,000,000	55,555,555,555	55,555,555,555		百億円以上千億円未満
	555,555,555,555	555,555,555,555		千億円以上

丸め処理
 しない(N) 四捨五入(R) 整数表示(I)
 切捨て(T) 切捨て(負は切上げ)(V)

工事価格で直接丸める(H)
 一般管理費等で調整する(J)
 一般管理費等で調整する(負担金も含める)(K)